3　契約上の地位

本件承継会社が承継する事業にかかる全ての契約についての契約上の地位（更生会社と各従業員との間の雇用契約の全てを含む。）

第４　吸収分割承継会社が更生会社に対して交付する金銭

本件承継会社は、本件分割効力発生日において、更生会社に対し、本件分割の対価として、次の算定方式により算定される金員を交付する。ただし、管財人らは、更生債権者等に不利益とならない場合に限り、裁判所の許可及び本件承継会社の同意を得て、本件分割の対価の額を変更することができる。

算定方式

①　定義

別件吸収分割：蛸屋菓子店更生事件にかかる更生計画に定められる、蛸屋菓子店を吸収分割会社とし、本件承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割。

Ｘ：本件分割効力発生日時点の、更生会社における、本件分割の承継対象となる資産及び権利の額から本件分割の承継対象となる債務及び義務の額を控除した財産評定後の簿価

Ｙ：別件吸収分割の効力発生日時点の、蛸屋菓子店における、別件吸収分割の承継対象となる資産及び権利の額から別件吸収分割の承継対象となる債務及び義務の額を控除した財産評定後の簿価

既履行額：平成29年６月23日以降本件分割効力発生日までの間に更生会社の資産を原資として第３、２①乃至⑤記載の義務の履行又は債務の弁済をした場合における当該金額の合計額

別件既履行額：平成29年６月23日以降別件吸収分割の効力発生日までの間に蛸屋菓子店の資産を原資として別件吸収分割の承継対象とならない義務の履行又は債務の弁済をした場合における当該金額の合計額

②　分割対価＝５億5000万円×Ｘ÷（Ｘ＋Ｙ）－既履行額

ただし、本件吸収分割にかかる既履行額控除前の分割対価と、別件吸収分割にかかる別件既履行額控除前の分割対価の合計は、５億5000万円とする。

第７章　吸収合併

第１節　概要

更生会社は、更生計画による弁済及び清算処理を一体として行うため、本章第２節のとおり、本件分割の効力発生後、更生会社を吸収合併存続会社、蛸屋菓子店を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う。

第２節　吸収合併に関する事項

会社更生法167条２項及び180条３項に基づき、本件合併に関して定める事項は次のとおりである。

第１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所

１　吸収合併存続会社（更生会社）

商号：株式会社霽月庵早坂

ただし、第10章記載の定款変更後の更生会社の商号は、株式会社エスとする。

住所：栃木県小山市城東四丁目19番15号

ただし、第10章記載の定款変更後の更生会社の住所は、東京都港区虎ノ門一丁目１番20号とする。

２　吸収合併消滅会社

商号：有限会社蛸屋菓子店

ただし、蛸屋菓子店更生事件にかかる更生計画に定められる定款変更後の商号は、株式会社ティーとする。

住所：栃木県小山市本郷町二丁目８番26号

ただし、蛸屋菓子店更生事件にかかる更生計画に定められる定款変更後の住所は、東京都港区虎ノ門一丁目１番20号とする。

第２　吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項

更生会社は、本件合併に際して、吸収合併消滅会社である蛸屋菓子店の株主及び更生債権者等に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第３　効力発生日

本件合併効力発生日は、本件分割効力発生日から２か月以内で、管財人らが裁判所の許可を得て定める日とする。

第４　停止条件

本件合併は、本件分割の効力が生ずることを停止条件として、効力を生ずる。

第８章　株主の権利の変更

第１節　株式の取得

更生会社は、次の各号の定めのとおり、その発行する株式の全部（自己株式を除く。）を無償で取得する。

１　更生会社が取得する株式の数

20,000株（発行済株式の全部。ただし、自己株式を除く。）

２　更生会社が前号の株式を取得する日

第９章第１節の定めにより発行される募集株式に係る出資の払込みがなされた日（以下「募集株式効力発生日」という。）

第２節　株式の消却

更生会社は、募集株式効力発生日において、自己株式（前節の定めに従い取得した自己株式を含む。）の全部を消却する。

第３節　資本金の額の減少

第１　資本金の額の減少

更生会社は、次の各号の定めのとおり、その資本金の額を減少する。

１　減少する資本金の額

1,000万円（資本金の全額）

２　資本金の額の減少が効力を生ずる日

募集株式効力発生日

第２　欠損の填補

前記第１に定める資本金の額の減少により生じた「その他資本剰余金」1,000万円を「繰越利益剰余金」に振り替えて、以下のとおり欠損填補に充当する。

減少する剰余金の項目及び額：

その他資本剰余金　1,000万円

増加する剰余金の項目及び額：

繰越利益剰余金　1,000万円

第９章　募集株式を引き受ける者の募集

第１節　払込による募集株式の発行

更生会社は、次の各号のとおり、新たに払込を受けて募集株式を発行する。

１　募集株式の種類

普通株式

２　１株の払込金額

１円

３　募集株式の数

１株